



第9章

計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

- ・ 「第6章 具体的取組」における計画期間の目標の達成に向けた「当面の取組」については、毎年見直しを行い、新規事業の掘り起こしを行うとともに、計画に計上した事業の進捗状況を把握し、実施内容・スケジュールの見直し等を行う。
- ・ 「当面の取組」の見直しにあたっては、事務事業評価及び総合計画実施計画と連携を図り実施する。

2 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理体制

- ・ 計画の策定組織である地区行政推進委員会において、計画の進行管理及び「当面の取組」の見直しを行う。

(2) 関係部局との連携

- ・ 各部課における地区行政推進担当との連携を図り、計画の進行管理及び取組内容等の見直しを行い、全庁的に地区行政の推進を図る。